

東電福島原発事故の損害賠償における

無料

個別相談会 & 請求書作成支援

【こんなご相談を専門家がアドバイスします！】

- ・相続人全員と連絡が取れない場合、賠償金は受け取れませんか？
- ・精神的損害の増額事由がよく分からない。
- ・追加賠償の請求書に添付する必要書類が分からない。



中間指針**第五次追補等に係る追加賠償**の請求がお済みでない方は、ぜひご相談ください。**自主的避難等対象区域**の方々も対象となります。

日時

9月8日(日) 10:00~16:00

(休憩12:00~13:00)

会場

東京都 錦糸町

『すみだ産業会館』

※詳細は裏面

■ 個別相談・作成支援は必ず

事前予約をお願いいたします。

事前予約はこちらから



(通話料無料)

0120-330-540

受付時間 9:30~17:00

月~土(祝休日を除く)

弁護士による個別相談

- 原子力損害賠償**全般のご相談**に対応いたします。
- 原則として**1組1時間**までご相談いただけます。

行政書士による請求書作成支援

- 追加賠償の**請求書をお持ちください**。
- 追加賠償の請求書のみ作成を支援致します。
- 請求書へはご自身で記入をお願いしております。



原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

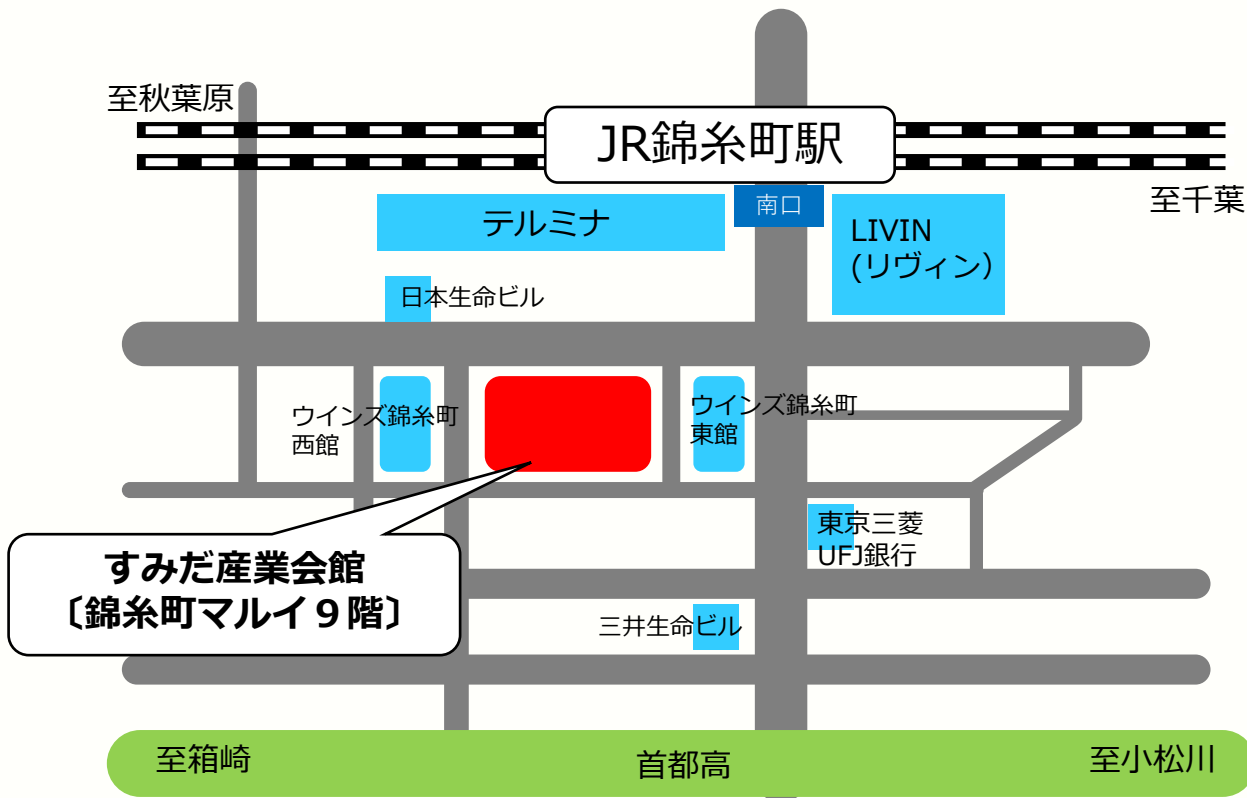
【会場】 東京都 錦糸町

すみだ産業会館 会議室4 (錦糸町マルイ9F)

住所：墨田区江東橋3-9-10 丸井共同開発ビル

【周辺案内図】

JR総武線「錦糸町駅」南口駅前 錦糸町マルイ9F



★会場へは、建物左脇のシースルーエレベーターをご利用ください。

※ 専用駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- ・ 請求漏れがないか相談したい！
- ・ 住居確保にかかる費用の賠償請求について相談したい！
- ・ ADRの申立てについて相談したい！ など

専門家へ
ご相談
ください！

ご来場が難しい場合は、**電話相談** をぜひご利用ください！



(通話料無料)

0120-013-814

【対応時間】 10:00~13:00、14:00~17:00 月~土 (祝休日を除く)

- ・ 行政書士による電話での情報提供
- ・ 弁護士による電話相談：【事前予約制】祝日を除く毎週火・木10:00~13:00

オンラインでの
ご相談も可能